

応募についてのQ&A

番号	Q	A
1	支給対象者の認定申請には、何を提出したらよいのですか？	<p>○下記の書類を提出してください。</p> <p>①申請書（様式第1号）</p> <p>②要件調査に係る同意書（様式第2号）</p> <p>③奨学金貸与証明書または奨学金の貸与を受けているのがわかるもの</p> <p>④成績証明書（大学生は大学1・2年次分、大学院生は大学4年間分、短期大学生は高校3年間分、高等専門学校生は1～3年次分になります。）</p>
2	申請書で、応募理由を記載しなければなりませんか。	○応募動機などについて、100字程度で必ず記載してください。
3	大学生で支給対象者の認定を受けて大学院に進学しましたが、大学院でも支給対象者の認定を受けられますか？	○大学院修士1年生ときに再度支給対象者の認定申請をすることができます。また、支給対象者の認定を受けた短期大学生や高等専門学校生が大学に編入学した場合、大学で再度認定申請することができます。
4	市町の奨学金返還支援制度と重複して助成金を受けられますか？	○重複して受給はできません。県と市どちらかの制度を選んでください。
5	選考はどのように行うのですか？	<p>○書類選考及び面接で支給対象者を決めます。面接は書類選考に合格した方のみ実施します。</p> <p>なお、結果については、応募者全員に通知します。</p>
6	三期に分けて募集するようですが、第三期に応募してもよろしいのですか？	○第一期に募集定員に達した場合、第二期、第三期は募集をしません。よって早めに応募してください。
7	製造業に就職するかどうか決めていませんが、応募できますか。	○製造業への就職を選択肢の一つとして考えていれば応募できます。